新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

日頃は、名古屋市の保育所等の運営にご協力いただきまして、誠にありが とうございます。保育所等の中での感染拡大防止のため、保護者の皆さまに おかれましては、次のとおりご協力をお願いします。

1. 保育所等での感染拡大防止のため、次の①~⑥のような場合は、保育所等への登園を控えていただくなどのご協力をお願いします。特に、②~⑤のような場合は、必ず保育所等へご連絡ください。

状態	対応
①お子さんに<u>熱や呼吸器症</u><u>状がある</u>場合	<u>登園を控えて</u> ください。
②お子さんが <u>感染者</u> となっ た場合	治癒するまでの期間、登園停止となります。 〈療養期間等の見直しについて〉 症状がある場合 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から登園可能。 ※10日間が経過するまでは、検温などによる健康状態の確認など自主的な感染予防行動の徹底が求められておりますので、この期間に登園する場合は、お子さんの検温、体調の確認を必ず行ってください。 症状が無い場合 検体採取日から7日間を経過した場合は、8日目から登園可能。
③お子さんが <u>濃厚接触者</u> と 特定された場合	感染者と最後に接触した日から <u>5日間は登園停止</u> と なります。
④お子さんや同居のご家族がPCR検査を受ける場合	検査の結果、 <u>陰性と判明するまで登園を控えていた</u> <u>だく</u> ようご協力をお願いします。
⑤同居のご家族が濃厚接触者と特定された場合 ⑥同居のご家族の急な発熱など家庭内での感染の可能性がある場合	<u>登園を控えていただく</u> よう、ご協力をお願いします。

登園停止期間は保育料が減免となります(申請は不要です)。

令和4年9月20日 名古屋市子ども青少年局保育運営課・保育企画室